EASY クラウドバックアップサービス約款(Ver.2.0)

本約款は株式会社セキュアイノベーション（以下「当社」といいます。）が提供する「EASY クラウドバックアップ(以下本サービス)」について利用規約を定めたものです。

目次

第 1 条（目的） 1
第 2 条（約款の効力および変更） 2
第 3 条（利用契約の締結） 2
第 4 条（サービスの内容） 3
第 5 条（料金の支払い） 4
第 6 条（禁止事項） 4
第 7 条（本サービスの廃止） 5
第 8 条（利用契約の解除および利用制限） 6
第 9 条（サービス利用者情報の変更） 6
第 10 条（サービス利用者のサービス利用者情報管理についての義務） 7
第 11 条（秘密保持） 7
第 12 条（第三者への委託） 8
第 13 条（非保証・免責） 8
第 14 条（損害賠償） 9
第 15 条（譲渡の禁止） 9
第 16 条（反社会勢力の排除） 9
第 17 条（分離可能性） 10
第 18 条（協議） 10

第 1 条（目的）

本約款は、当社が本サービスを安定的に継続提供し、サービス利用者が安心して利用することを目的に、サービス利用者が当社の提供する本サービスを利用するにあたり、サービス利用者と当社間の権利、義務、責任を定めるものとなることを目的とします。本約款とその他の規約等の内容が異なる場合は、本約款が優先して適用されます。

第 2 条（約款の効力および変更）

1. 本約款は、サービス利用者による本サービスの利用の全てに適用されるものとします。

2. 本約款の内容は、本サービスのホームページまたは本サービス画面への掲示やメールによる周知等、その他の方法でサービス利用者に公表し、サービス利用者およびあらたに約款に同意する申込者がサービスを契約するにあたって効力が発生します。

3. 当社は、当社が必要と判断する場合、サービス利用者の承諾を得て、本約款の内容を変更又は追加できるものとします。但し、次の各号の一に該当する場合、サービス利用者の承諾があったものとみなすことができるものとします。
   （1） 当該変更又は追加が、サービス利用者の一般の利益に適合するとき
   （2） 当該変更又は追加が、本約款を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき

4. 当社は、前項の変更又は追加を行うときは、事前にその旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期を遅滞なく本条第 2 項の方式に従って改訂約款適用の 15 日前までにお知らせします。

5. 前項の本約款の変更の周知後にサービス利用者が本サービスを利用した場合又は 15 日内にサービス利用者が解約の手続をとらなかった場合、当該サービス利用者は本約款の変更に同意したものとします。

6. 本約款と改訂約款が相容れない場合には、相容れない事項に対して改訂約款が適用されます。

7. 当社は、約款を変更するときに本条に従って措置したにもかかわらず、サービス利用者が改訂約款を認知しなかったことによって被った損害に対する一切の責任を負わないものとします。

第 3 条（利用契約の締結）

1. 利用契約は、本サービスへ加入しようとする者（以下「申込者」とします）が約款の内容に同意してサービスに申し込むものとし、当該申込みを行った時点で本約款に同意したものとみなされ、当社が申し込みを承諾することで利用契約は正式に発効され申込者はサービス利用者となります。

2. 当社は、別途、個別契約やガイドライン、ヘルプ等（以下「その他の規程」という」を定める場合があ

ります。本約款とその他の規程の内容が異なる場合は、その他規程に優先される旨の表示が無い限り、本約款が優先して適用されます。

3. 本サービスの利用契約を希望するものは本条第 1 項の申込みに際して、当社に対して正確かつ最新の情報を提供しなければならず、当社は申込者に対してメールアドレス認証等の本人を確認する認証手続きを要求することできるものとします。

4. 当社は申込者の申込みに対してサービスの利用を承諾します。ただし、当社は以下の各号に該当する申込みに対しては承諾しないか、事後の利用契約を解除することができます。
   （1） 本約款に定める各条項に違反したとき
   （2） 他人のメールアドレスを使用したか、メール認証を行わない等、虚偽申込を行った場合
   （3） 物理的・技術的その他の理由により申込者へのサービス提供が困難であると判断した場合
   （4） 超過利用分も含め、申込みをしたサービス料金が支払われない場合
   （5） 申込みの時にお客様の登録情報がないか、誤記がある場合
   （6） メール認証等、当社が定めた認証手続きを行わない場合
   （7） 本サービスと同種又は類似サービスを現に提供している場合、又は将来提供する予定である場合
   （8） 社会秩序を乱すような公序良俗に反する目的で申し込んだ場合
   （9） お客様またはお客様の構成員が、いわゆる反社会的団体等に属している、あるいは反社会的団体等の維持運営に関与・協力をしている場合。また、その反社会的団体等と取引をしている場合
   （10）当社が利用契約の締結が適当でないと判断した場合

5. 本条第 4 項に従って、当社が申込みの承認を留保するか、解除もしくは拒絶した場合、当社は申込者に対し、承認留保の事由、承認可能な時期または承認に必要な追加要求情報・資料等についてメール等を通じて通知します。

第 4 条（サービスの内容）

1. 本サービス内容については別紙「EASY クラウドバックアップサービス サービス仕様書」に定めるものとします。

2. サービス利用者は、本サービスで提供される「Acronis Cyber Protect Cloud」のライセンス利用について、Acronis International GmbH（以下、「AIG」）の定める「プライバシーポリシー」及び「ソフトウェアライセンス契約」が適用されることに同意し、これらを遵守するものとします。Acronis Cyber

Potect Cloud のサービス内容、プライバシーポリシー、ソフトウェアライセンス契約については、AIG の規定どおりとします。

【サービス内容】
https://www.acronis.com/ja-jp/support/documentation/CyberProtectionService/
【プライバシーポリシー】
https://www.acronis.com/ja-jp/company/privacy.html
【ソフトウェアライセンス契約】
https://www.acronis.com/ja-jp/download/docs/eula/corporate/

第 5 条（料金の支払い）

1. サービス利用者は、本サービスの利用料金として、当社見積書及び個別契約書等に定める金額を銀行振込等により当社に支払うものとします。

2. 当社は、利用契約存続中の毎月末日をもって当月分の利用料金を締め、サービス利用者に対して請求書を交付します。サービス利用者は、締めの対象となった月の翌月末日までに、当該料金を当社に支払うものとします。振込手数料は、サービス利用者が負担します。

3. 当社は、サービス利用者の同意なく、当社の裁量において本サービスの利用料金を変更することがあります。当社は利用料金を変更する前にサービス利用者へ変更を通知します。

4. 当社は、いかなる事由があっても、受領した料金は返還しません。

5. サービス利用者が、本サービスの利用料金等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、サービス利用者は、所定の支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払います。

第 6 条（禁止事項）

1. 当社は、サービス利用者による本サービスの利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。
   （1） 本約款に違反する行為
   （2） 当社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の特許権、実用新案権、

意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害する恐れのある行為

（3） 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為

（4） 法令又は条例等に違反する行為

（5） 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する恐れのある情報を他のサービス利用者又は第三者に提供する行為

（6） 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はその恐れのある行為

（7） 事実に反する情報又は事実に反する恐れのある情報を提供する行為

（8） 当社のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用してのチート行為、コンピューターウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為又はその恐れのある行為

（9） 本サービスの信用を損なう行為又はその恐れのある行為

（10）他のサービス利用者のアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為

（11）その他当社が不適当と判断する行為

2. 前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社の裁量により行うものとし、当社は判断基準について説明する義務を負いません。

3. 当社は、サービス利用者の行為が、第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。

（1） 本サービスの利用制限

（2） 本契約の解除による退会処分

（3） その他当社が必要と判断する行為

4. 前項の措置によりサービス利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 7 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、その合理的な裁量に基づく判断により、本サービスの全部または一部を廃止することができる。その場合、各サービス利用者に対して 3 ヶ月以上先の廃止効力の発生期日を指定したうえで当該廃止につき当社またはサービス利用者が指定する方法（メール、郵送、FAX 等）により通知するものとし、当該効力発生日をもって本約款および利用契約は解約されるものとします。

2. 本条 1 項により本サービスが廃止された際、前受けをしていた利用料金があった場合は本サービスが廃止された時点以後の残余利用期間に従って当社が定めた方法で支払済み料金の一部を払い戻します。

第 8 条（利用契約の解除および利用制限）

1. 当社はサービス利用者に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちにサービス利用契約の全部または一部を将来に向かって解除または制限をすることができます。
   （1） 本約款その他件サービスに関する合意事項に違反し、その是正を求める通知を受領後、一定期間内に当該違反を是正しない場合
   （2） 支払停止若しくは支払不能となり、または、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始などのこれらに類する手続開始の申立てがあったとき
   （3） 振り出しまたは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
   （4） 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、または差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
   （5） 公租公課の滞納処分を受けたとき
   （6） 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき
   （7） 監督官庁から営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
   （8） 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
   （9） 当社からの連絡に対して 30 日間応答がないとき
   （10）その他、当社が利用契約の締結維持が適当でないと判断したとき

2. 当社は本条 1 項での解除または制限によりサービス利用者に損害が生じる場合であっても一切の負担を負わないものとします。

3. 本条第 1 項の措置により退会したサービス利用者は、退会時に期限の利益を喪失し、直ちに、当社に対し負担する全ての債務を履行します。

第 9 条（サービス利用者情報の変更）

1. サービス利用者は利用申込の時に提供した情報に変更があった場合、メール等の当社が認定する方法で当社にその変更事項を知らせるものとします。

2. 本条第 1 項の変更事項を当社に知らせないことで発生した不利益について当社は責任を負わないものとします。

第 10 条（サービス利用者のサービス利用者情報管理についての義務）

1. サービス利用者のメールアドレスとパスワードに付いた管理責任はサービス利用者が負って、この情報を第三者に利用させてはいけません。

2. 当社はサービス利用者が不正確な情報を提供したり、アカウント情報を安全に維持しないことで発生する損害に対する一切の責任を負わないものとします。

3. サービス利用者は本人のアカウント情報が無断に使用されることを確認したか、無断使用を疑われる場合には早速パスワードを変更し、当社へ通知をするものとします。サービス利用者 ID 及びパスワードを利用して行われた本サービス上の一切の行為はサービス利用者の行為とみなします。

4. 当社は、サービス利用者本人の管理不注意によって他人がサービス利用者本人名義の認証手続きを行ったり、サービス利用者本人が他人の名義を盗用して認証を行った場合には、それによって発生する不利益および損害に対する一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（秘密保持）

1. 本約款において「秘密情報」とは、本約款に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下のものについては秘密情報から除外します。
   （1） 相手方から提供若しくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの
   （2） 相手方から提供若しくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
   （3） 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
   （4） 秘密情報によることなく単独で開発したもの
   （5） 相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたもの

2. 本約款の当事者は、秘密情報を本約款の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。各当事者が本項に違反した場合、その目的外利用や第三者への提供により得た利益相当額を違約金として相手方に支払うものとします。但し、相手方が当該違約金の金額を超える損害を立証した場合には、その金額を支払うものとします。

3. 前項の規定に拘わらず、本約款の当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報または本約款の内容を開示することができます。但し、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

4. 本約款の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については本条第 2 項に準じて取り扱います。

5. 本約款の当事者は、本約款の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却または廃棄します。

第 12 条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第 13 条（非保証･免責）

1. 本サービスで提供される Acronis Cyber Protect Cloud の免責事項は、AIG の定めるソフトウェアライセンス契約のとおりとします。

2. 本サービスのバックアップストレージに格納されたデータが、滅失、破損、漏洩したとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によりお客様に損害を与えた場合は、この限りではありません。

第 14 条（損害賠償）

1. 本約款その他当事者同士の合意において別段の定めがある場合を除いて、本約款およびサービス利用契約の当事者は、本約款に関連して相手方に損害を与えた場合には、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償責任を負います。但し、当社の賠償責任は、サービス利用者から過去 6 ヶ月間に現実に受領した料金の総額を上限とします。

2. 前項の場合において、責に帰すべき事由がサービス利用者にも存する場合は、当社およびサービス利用者双方の過失割合を按分した金額を賠償します。

第 15 条（譲渡の禁止）

サービス利用者は当社の書面による事前の承諾なく、サービスの利用権限、その他の利用契約上の地位を他人に譲渡、贈与することはできず、掲示物に対する著作権を含むすべての権利及び責任は、それを掲示したサービス利用者が負います。

第 16 条（反社会勢力の排除）

1. 本約款の当事者は、自らまたは関連会社、それらの役員、従業員その他の構成員、株主、取引先若しくは顧問その他のアドバイザーが、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   （1） 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、右翼団体、総会屋等、社会運動等または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）
   （2） 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   （3） 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   （4） 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
   （5） 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   （6） その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 本約款の当事者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

（1） 暴力的な要求行為
（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4） 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
（5） その他前各号に準ずる行為

3. 本約款の当事者は、相手方に関する第 1 項の表明が事実に反することが判明した場合、または相手方が本条第 2 項の確約に反して同項各号の行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。

4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方が被った損害を賠償しなければなりません。

5. 第 3 項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、相手方に対し何らの請求もすることができません。

第 17 条（分離可能性）

1. 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本約款の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

2. 本約款のいずれかの条項又はその一部が、あるサービス利用者との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他のサービス利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 18 条（協議）

本約款に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図ります。

附則

2021 年 5 月 18 日適用

2023 年 10 月 1 日一部改訂／適用